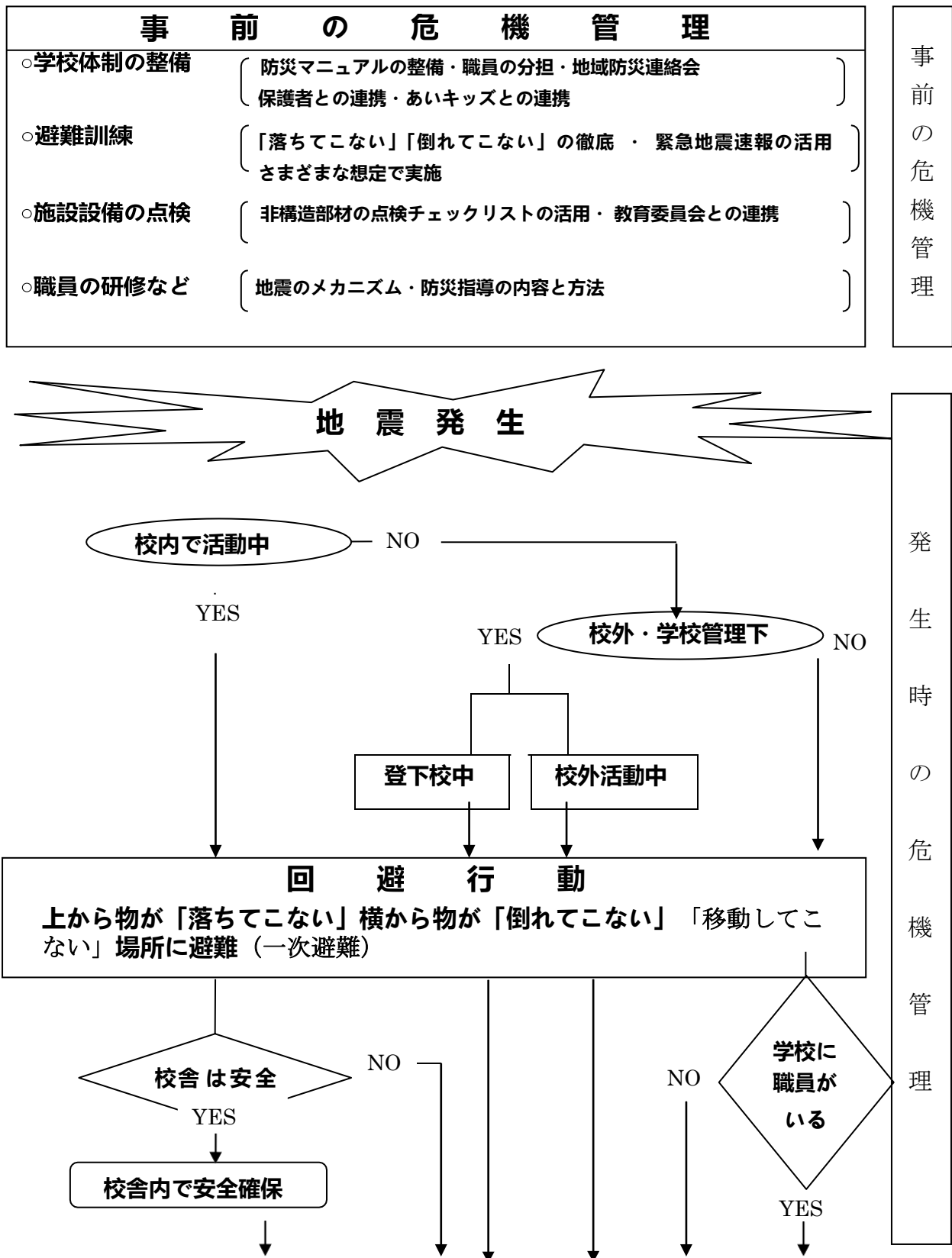
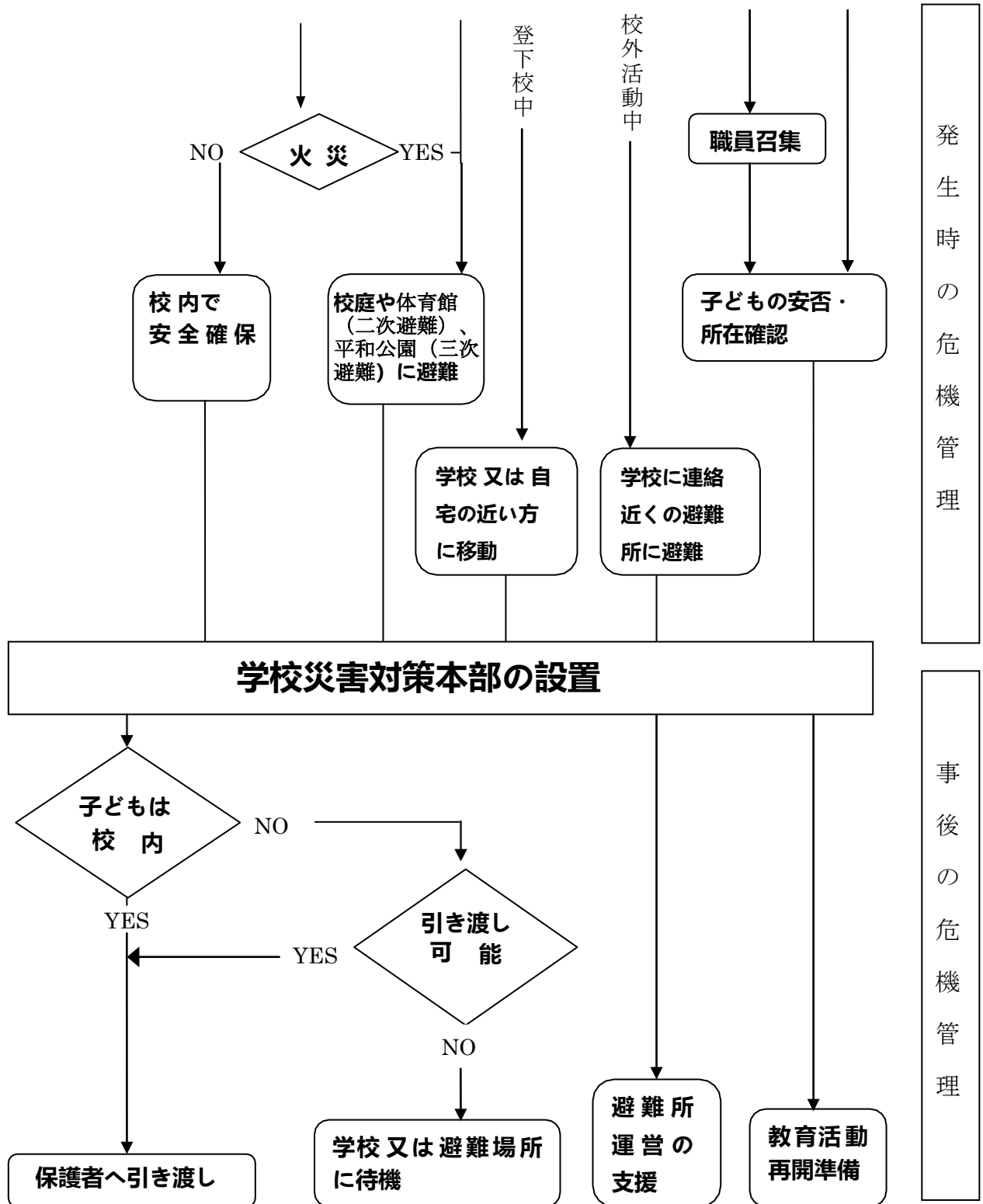


災害対応マニュアル

○地震災害対応

【地震災害対応フローチャート】





(1) 事前の危機管理（平常時の危機管理）

① 防災管理体制の整備

災害発生時には、全教職員が「危機管理マニュアル」に基づき、児童・生徒の安全を確保する。

② 緊急地震速報について

ア 緊急地震速報のしくみ

教職員は、研修等を通じて緊急地震速報の仕組みを理解しておく。

イ 緊急地震速報の限界

緊急地震速報はすべての地震について、大きい揺れが到達する前に知らせてもらえるわけではない。気象庁で観測されたデータが解析されて、テレビやラジオで速報が流れるまでには十数秒から数十秒かかるために、直下地震など震源に近い所では、速報が間に合わない場合がある。このことを十分承知しておかなくてはならない。緊急地震速報の機器を設置したからといって、必ずしも大きい揺れの前に速報が流れるとは限らない。

板橋区の学校に設置されるものは「一般向け」の緊急地震速報である。NHK-FM の電波を用いたもので、日本中で起きる震度5弱以上が予測される地震について緊急地震速報が流れるしくみになっている。必ずしも板橋区に大きい揺れがあるとは限らない。

また、速報は、震源地で地震が発生してから十数秒後になる。したがって、首都直下地震など震源が近い場合は、速報が間に合わない場合もある。

③ 避難訓練

避難訓練の内容を毎年見直し、緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練等、様々な場面を想定した訓練を実施する。併せて、罹災時における教職員の危機対応能力の育成も図る。

ア 緊急地震速報の報知音を利用する。

緊急地震速報は、テレビ・ラジオ・携帯電話・公共施設などで導入が進んでおり、児童・生徒が自宅や学校以外の建物、外にいるときでも報知音が聞こえた場合、すぐ回避行動がとれるようになる。

イ 授業中・休み時間・清掃中・水泳指導中・登下校中など様々な場面を想定する。

ウ 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」を合言葉にして、上から物が落ちてこない場所、横から物が倒れてこない場所に身を寄せることを基本とする。（一時避難）

エ 雨天や液状化等で校庭に集合できない場合も想定し、校舎内で安全確認する訓練もする。耐震化が図られている建物では、地震によって建物が倒壊する危険性は低く、あわてて建物の外に飛び出す行動はかえって危険な場合もある。

オ 地震発生時、教職員も罹災することを前提に、想定外の状況でも児童の生命・安全

を最優先に対応できるよう、教職員の危機管理意識の向上も踏まえた避難訓練を実施する。

④ 施設設備の点検（非構造部材の耐震化）

大きな地震では、天井や照明器具が落下したり壁がはがれたり、いわゆる「非構造部材」の落下や転倒による被害が多く発生する。これらを防止するために、安全点検を実施し、修理や補強などの対策をとる。

ア 非構造部材とは

天井や照明器具、壁、窓ガラスなど、学校では次のようなものがある。

天井、外壁、内壁、照明器具、放送器具(スピーカーなど)、窓ガラス、建具、書棚、ロッカー、薬品棚、体育器具(バスケットゴールなど)、空調機、テレビ、ピアノ

イ 点検及び対策

これらの物が落下や転倒しないように、日常から点検をする。学校でできる点検と、専門家による点検が必要なものがある。学校でできる点検項目を次ページに示す。

◆ 学校でできる非構造部材の点検

学校でできる点検は、目視や簡単に揺らしてみることなどにより、「破損した部分がないか」「がたつきがないか」などである。

天井	天井にひび割れや水漏れなどがどうか点検する。また、照明器具周辺に破損やゆがみがないか、点検する。
照明器具	体育館や教室の照明器具に変形や腐食など、異常がないか点検する。 体育館の照明は大型で高所に取付けてあるので、落下した場合は大変危険である。 可動式で下に降ろせる場合は、取り付けのボルトや電球などのゆるみがないかも点検できる。
電子黒板・テレビ	電子黒板は、キャスターがロックされているか、ストッパーが降りていて固定されているか、などを点検する。 薄型テレビは、ストラップ式や粘着マットなどで固定されているか等点検する。
書棚	取り付け金具で壁や床に固定しているかどうか点検する。棚を二段に重ねてロッカーになっている場合は、上下の連結を金具で固定する。 壁に固定する場合は、壁下地の柱などに固定してあるかどうか点検する。
ピアノなど	壁のボードに固定してあっても、十分な強度が得られない。 移動する可能性がある。グラウンドでは脚部に防震用ゴムをつけたり、アップライトでは床面積の広い板に固定されているかなど、耐震対策を行っているか点検する。
薬品棚と薬品	書棚・ロッカーなどと同じような転倒防止対策をしているかどうか。 収納してある薬品などが転倒したり、棚から飛び出したりしないような対策をしてあるかどうか点検する。
ドアや窓枠	窓ガラスにひびがないかどうか、窓ガラス周辺にガラスに衝突するようなものが置かれてないかどうか、点検する。モノが地震の揺れで移動し、ガラスを破損する可能性がある。 クレセントがかかっているかどうか、点検する。クレセントがかかっていると、窓が枠ごと落下する可能性がある。
校舎や体育館の内側の壁や外側の壁	ひび割れやたわみ・欠損・脱落がないかどうか、点検する。

(2) 地震発生時の危機管理

地震の避難の合言葉

「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」

大きい揺れでは、上から落ちてくる物（落下物）や、横から倒れてくるもの（転倒物）から身を守ることが第一である。耐震化された建物は、基本的には倒壊する危険はない。したがって、あわてて外部に避難しなくてもよい。大切なのは、揺れを感じたその場で上からものが「落ちこない」、横から物が「倒れてこない」場所に身を寄せ、安全を確保することが避難である。教室や廊下・体育館・校庭・学校外などどこにいても、児童・生徒が地震による揺れを感じたら、すぐに「落ちてこない」「倒れてこない」を合言葉にして回避行動がとれるように訓練を重ねることが大切である。

① 児童・生徒が校内で活動中

緊急地震速報の報知音が聞こえる、又は大きな揺れを感じたら、次のように対応する。

ア 教室ににいる場合(机等がある場所)

- ・上から物が「落ちてこない」横から物が「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる。

・具体的には、

机の下にすぐに頭から隠れる → 机の足（対角）をしっかり持つ
大きな揺れの場合には机を持って、机と身体が動く場合がある。

イ 廊下等、机がない場所にいる場合

- ・上から物が「落ちてこない」横から物が「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる。具体的には、

照明器具、エアコン、スピーカーなど上から落ちてくるものがない場所
窓などガラスの破損がない場所

棚などの転倒物等から離れ、腕で頭部を保護する。

- ・近くに教室などがある場合、中に入って机の下に隠れる
- ・天井のある体育館では、天井材の落下に十分注意する。また、照明やバスケットゴールなどの落下に注意する。体育館内が危険な状態にあり、外の方が安全な場合は、すぐに外に避難することも想定する。

② 登下校中

- ・上から物が「落ちてこない」横から物が「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる。具体的には、

看板や屋根瓦、窓ガラス、ブロック塀、自動販売機などから離れる。ランドセルやか

ばん、手提げ袋などで頭を守る。

- ・揺れがおさまったら、学校（又はあいキッズ）か自宅、或いは近くの避難場所に行き、大人の助けを求める。自宅に戻っても家の中に入れない場合は、学校（又は、あいキッズ）に行く。

③ 校外学習中

- ・上から物が「落ちてこない」横から物が「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せる。具体的には、
外にいる場合は、登下校中と同様にする。
室内にいる場合は、校舎内にいる場合と同様にする。
- ・現地と学校との連絡
学校と連絡を取り、校長の指示を受ける。連絡がつかない場合は、現地の校外学習担当の責任者の判断で行動する。
- ・交通機関等を利用している場合は、係員の指示で行動する。
- ・学校へ戻ることが困難な場合は、現地で保護者に引き渡すことも想定する。

④ 水泳指導中

- ・大きい揺れの場合は、プールの水が大きく波立ち、溺れる可能性がある。水の中にいる場合も、プールサイドにいる場合も十分注意が必要である。
- ・水の中にいる場合は揺れに気付かないので、指導者が地震であることを知らせ、直ちにプールサイドに上げる。
- ・プールサイドのフェンスなどにしっかりつかまり、波に巻きこまれないようにする。
- ・指導者は、水の中に児童・生徒がいないか確認する。
- ・揺れがおさまったら広い場所に避難する。

⑤ 二次災害への対応

ア 火災の対応

火災発生時の対応マニュアルによって三次避難場所（平和公園）に避難する。類焼がひどく危険な場合には、広域避難場所に避難する。

イ 津波の対応

学校は台地上にあり、津波の直接的な影響はないと考えられる。しかし、校外学習で、海に近い場所で活動中の場合は、津波に注意する。実地踏査等で事前に避難場所となる高台や、避難ビル等を確認しておき、地震発生時に、すぐに避難できるようにしておく。

ウ 液状化

水を含んだ砂質土や砂地盤で、地下水位が高い場所で起きやすい。本校でも、校舎そのものには支障はないが、校庭への避難などの際には注意が必要である。

⑥ 下校後、あいキッズ活動中

あいキッズ職員と連携を取り、安全な避難場所の確保や児童の安否の把握、保護者への引き渡しの一元化を行う。（あいキッズ活動中の児童については、あいキッズ職員が児童の保護・安全確保を行うが、学校が火災、倒壊、避難所開設等の場合は、校長の指示に従う。）

◆ 地震発生直後の初動態勢分担

管理職 (不在の場合は 主幹教諭)	<input type="checkbox"/> 緊急地震速報など、情報の収集 <input type="checkbox"/> 二次災害発生の場合の避難指示 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の安否確認の集約・教育委員会への報告
職員室在室の 職員	<input type="checkbox"/> 二次災害（火災等）発生の確認 <input type="checkbox"/> 廊下や階段等教室以外にいた児童・生徒の安全確認 <input type="checkbox"/> 管理職の対応の補助（外部との対応）
学級担任 授業者	<input type="checkbox"/> 「落ちてこない」「倒れてこない」場所に回避行動をとらせる <input type="checkbox"/> 安否確認をして、本部（職員室）に連絡 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の安全確保
養護教諭	<input type="checkbox"/> 救急対応の準備 <input type="checkbox"/> けが人の治療 <input type="checkbox"/> 必要に応じて救急車の要請
事務主事	<input type="checkbox"/> 報道機関による情報を収集し、管理職の補助をする <input type="checkbox"/> 二次災害発生の場合、文書等持ち出しの管理
用務主事	<input type="checkbox"/> 廊下や階段、トイレなど教室以外の場所にいる児童・生徒の確認 <input type="checkbox"/> 校舎内の被害状況確認

(3) 学校災害対策本部の設置

担当名	担当者	仕事内容 <input type="checkbox"/> チェック
本部	校長・副校長 (主幹教諭)	<input type="checkbox"/> 学校災害対策本部設置の指示 地域、PTAの対応
総括	副校長 教務主任	<input type="checkbox"/> 各担当の仕事の指示・確認 <input type="checkbox"/> 各担当間の連絡・調整 <input type="checkbox"/> 関係機関との情報連絡
安否確認	教務主任 (各担任)	<input type="checkbox"/> 児童・生徒の安否と所在確認 <input type="checkbox"/> 連絡名簿の作成
保護者対応	生活指導主任 (各担任)	<input type="checkbox"/> 児童・生徒の引き渡しの指示 <input type="checkbox"/> 保護者からの連絡・問い合わせの窓口
避難所支援	経営支援部担当 事務主事 用務主事	<input type="checkbox"/> 避難所開設・運営の支援 <input type="checkbox"/> 使用教室等の表示 <input type="checkbox"/> 立ち入り禁止・使用禁止の表示 <input type="checkbox"/> 学校と避難所運営関係者との連絡調整
救護	養護教諭	<input type="checkbox"/> 負傷者の手当て <input type="checkbox"/> 避難所となった場合の救護所設置の支援 <input type="checkbox"/> 保健室等の管理
施設設備	経営支援部担当 事務主事 用務主事	<input type="checkbox"/> 施設設備の点検 <input type="checkbox"/> 教育活動再開の場合の教室の確保 <input type="checkbox"/> 施設設備の復旧対応
教育活動再開	教務主任 教科書担当	<input type="checkbox"/> 教育活動再開計画の作成 <input type="checkbox"/> 不足教材の手配

児童・生徒が在校時の場合は避難が完了してから、学校に児童・生徒や職員が不在の時は職員が学校に集合し児童・生徒の安否確認の作業に入ったころから、学校災害対策本部を設置する。

(4) 事後の危機管理

① 保護者への引き渡し

ア 引き渡しの基準

地域の震度	対 応
震度5弱 以上	児童・生徒は保護者が引き取りに来るまで学校で待機させる。 この場合、交通機関が不通となった場合など、保護者等が引き取りに時間を要する場合でも、引き取りに来るまでは児童・生徒を学校で保護しておく。
震度4 以下	原則として下校させる。ただし、家庭の事情や、交通の混乱により保護者が帰宅できなくなった家庭の児童・生徒は学校で待機させる。 この場合、あらかじめ保護者が学校にそれらの理由の場合には、待機させてほしいことを届け出しておく。

引き渡しの基準については、保護者に十分に周知しておくこと。また、板橋区が震度4以下であっても、周辺地域で震度5弱以上の揺れを観測した場合、交通機関が運行を停止し、保護者が帰宅できない場合がある。こういった状況が発生することも想定しておく。

イ 児童・生徒を学校に待機させる場合の留意点

大規模な災害では待機が長時間に及ぶ場合を想定して、次のことに留意する。

- 宿泊も想定して待機場所を選定する。
- 寝具や食料等を確保する。
- 待機させる児童・生徒は、学校の管理下にあるので、避難所に避難してきた住民とできる限り接触しないような配慮をする。
- 余震や火災等の二次災害にも十分注意するために、常に、最新の情報を収集する。

ウ 保護者への連絡方法

学校配信メールにて、全家庭に周知する。ただし、回線の状況が思わしくないことが予想されるので、学校ホームページにも、随時情報を載せ更新していく。

エ 引き渡しの際の留意点

- 引き取り人であることをカードで確認する。
- 児童・生徒と保護者又は代理人が顔を合わせて確認する。
- 引き渡しカードを持参していなかった場合の引き渡し方法を事前に決めておき、混乱のないようにする。
- 引き渡し後の所在と、引き渡しカードに記載の連絡先が同じかどうか、チェックする。

※小学校低学年の児童など、帰宅後又は休日に一人で家にいるときに地震が発生した場合の対応について、家庭で十分話し合っておく必要があることを、学校から発信しておく。

② 避難所開設及び運営の支援

ア 災害発生時の教職員の第一義的役割

災害時における教職員の第一義的役割は、児童・生徒の安全確保である。

教育活動時間帯に災害が発生した場合は、災害発生時のマニュアルにしたがって児童・生徒の安全確保の対応をとり、安全な場所に待機させる。さらに二次災害への対応や、保護者への引き取りについての対策を立てる。

児童・生徒の下校後や休日などに災害が発生した場合は、職員は学校に集合し、児童・生徒の所在と安否を確認し、学校再開時のための連絡手段の確認を行う。

◆ 災害発生時の教職員の主な役割

1. 子供の安全管理と安否確認

在校時・・・安全の確保、管理

在宅時・・・子供の所在、安否の確認、連絡手段の確保

教育活動の再開への準備

施設の被害、避難所の使用、子どもの状況等により、教育活動の準備計画を立てる

2. 施設・設備の点検

授業再開や避難所として使用するための点検

イ 学校と地域の役割

教職員がいる時間は児童・生徒の安全確保を優先しながら、避難所開設の支援をする。教職員が不在のときは、避難所の開設・運営にあたっては、区職員(避難所隊等)や町会・PTA・建築関連業者など、学校防災連絡会のメンバーが中心となり、学校はそれらの組織と十分に連携しながら支援に当たる。

ウ 避難所長及び避難所運営協議会

- 避難所長は、学校防災連絡会で選任する。校長は、児童・生徒の保護、安全管理を中心に教育活動の早期再開を図らなければならないことや、区外在住が多く、発災時間帯に学校に不在の場合が大きいこともふまえ、避難所長は町会や自治会から努めて選任する。避難所長が不在等の場合は、区職員の避難所隊が避難所開設までの役割を担う。
- 避難所が開設されてから、学校防災連絡会のメンバーを中心とした「避難所運営協議会」を組織し、避難所長を中心に運営と連絡調整を行う。
- 校長は、避難所の施設責任者として避難所運営協議会に参加し、施設利用に関して決定するなど、避難所運営に関わる。

エ 平日・昼間・教職員在校中に災害が発生した場合の対応

- 校内のマニュアルに従い、児童・生徒の安全確保をする。
- 避難者と児童・生徒が出会わないように、「避難所となる場所」以外の場所に児童・生徒を待機させる。
- 全教職員を「児童・生徒の安全管理」をする職員と、「避難所開設支援」をする職員に役割分担をする。
- 学校の門や玄関、防災備蓄倉庫などの鍵を開ける。
- 避難所として使用する体育館や教室等の表示をする。使用できない教室や、立ち入り禁止エリアには、その表示やバリケードなどを設置する。
- 区避難所隊や避難所長を含む地域の防災担当者が到着次第、十分に打合わせをする。その際は「板橋区避難所運営マニュアル」「学校防災計画」に従う。

オ 休日・夜間等、職員が学校に不在の時に災害が発生した場合の対応

- 門及び校舎の鍵は、区職員の避難所隊、近隣協力員、又は最初に駆けつけた職員が解錠する。
- 学校の近くに在住している職員は、自宅の安全を確認した後、直ちに学校へ行く。
- 校長は、直ちに職員を学校に集合させる。
- 学校の被害状況を点検する。
- あいキッズ活動中は、あいキッズ職員が保護・安否確認を行う。
- 児童・生徒の安否確認をする。
電話やメールによる連絡。場合によっては避難所を巡回して、児童・生徒一人一人安否を確認し、学校再開に向けて連絡が取れるようにしておく。

- 避難所開設の支援をする。

カ 日頃から準備しておくこと

- 「板橋区避難所運営マニュアル」「学校防災マニュアル」を職員に周知しておく。
- 学校防災連絡会等で、避難所開設・運営について「板橋区避難所運営マニュアル」に基づいて、学校や地域の役割分担や連携について十分話し合い、理解しておく。
- 避難所として利用できる教室、立ち入り禁止の教室等を区分けして、すぐに表示できるように準備しておく。

○ 鍵の保管について

防災倉庫・受水槽・その他避難所運営に必要な鍵を学校職員が不在のときも使用できるようにまとめて保管し、その場所は学校防災連絡会の委員にも周知しておく。

③ 学校再開の準備

ア 児童・生徒の状況確認

大きな災害になると、児童・生徒が自宅にとどまらず、親戚の家や避難所に避難している場合がある。電話・メール・災害伝言ダイヤル・ホームページなど、あらゆる手段を利用して安否状況を確認する。連絡できない場合は、避難所を回るなどして、児童・生徒全員との連絡方法を確保する。

○ 確認内容

- ・児童・生徒の安否 … 無事かどうか。負傷等している場合はその程度
- ・所在場所 … 自宅、知人宅、避難所、その他
- ・連絡方法 … 学校再開の連絡等、必要な場合の連絡方法・電話番号等
- ・学用品の被害状況 … 教科書、副教材、文具等の被害状況

○ 確認方法

- ・電話、メール等による連絡
- ・直接自宅又は、避難所を訪問する

イ 教材等の被害状況の確認

児童・生徒の状況確認と同時に、教育活動が再開された場合に必要な教材・教具の被害状況を確認する。教育委員会に報告し、教科書については不足数の確保に努める。

ウ 施設、設備等の安全確認

- 校舎の補修や改修を要する箇所を点検する。被害の程度が大きい場合は、応急危険度判定士に判断をしてもらう。
- 校舎が傾いたり、鉄骨が破断したりして校舎が倒壊する危険がある場合は、直ちに「立ち入り禁止」の措置をとる。
- 部分的な補修で済むものは、学校再開に支障のないように、教育委員会と連絡をとる。
- 避難所として体育館や教室を使用している場合は、児童・生徒の教育活動に支障がないように、避難所と教室との区分を明確にし、避難者と児童・生徒が接触しない工夫をする。

エ 通学路の安全確認

安全に登校できるかどうか安全確認をする。必要に応じて、通学路の変更も検討する。

オ 授業再開時期の決定

校長等は災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連携のうえ平常授業に戻すよう努め、その時期についてはホームページ、学校配信メール、掲示などを利用し保護者に周知徹底する。

カ あいキッズの再開

就労家庭等の児童を受け入れるため、あいキッズの再開時期は、は学校再開時期と同時またはそれ以前なので、授業再開についてあいキッズと連携する。

キ 転出入などの手続き

避難先が遠距離で通学が困難な場合は、保護者と十分に協議して、転出・退学などの手続きをとる。

入学時期には、入学に関する十分な説明ができるように準備しておく。

○火災対応

【火災対応フローチャート】

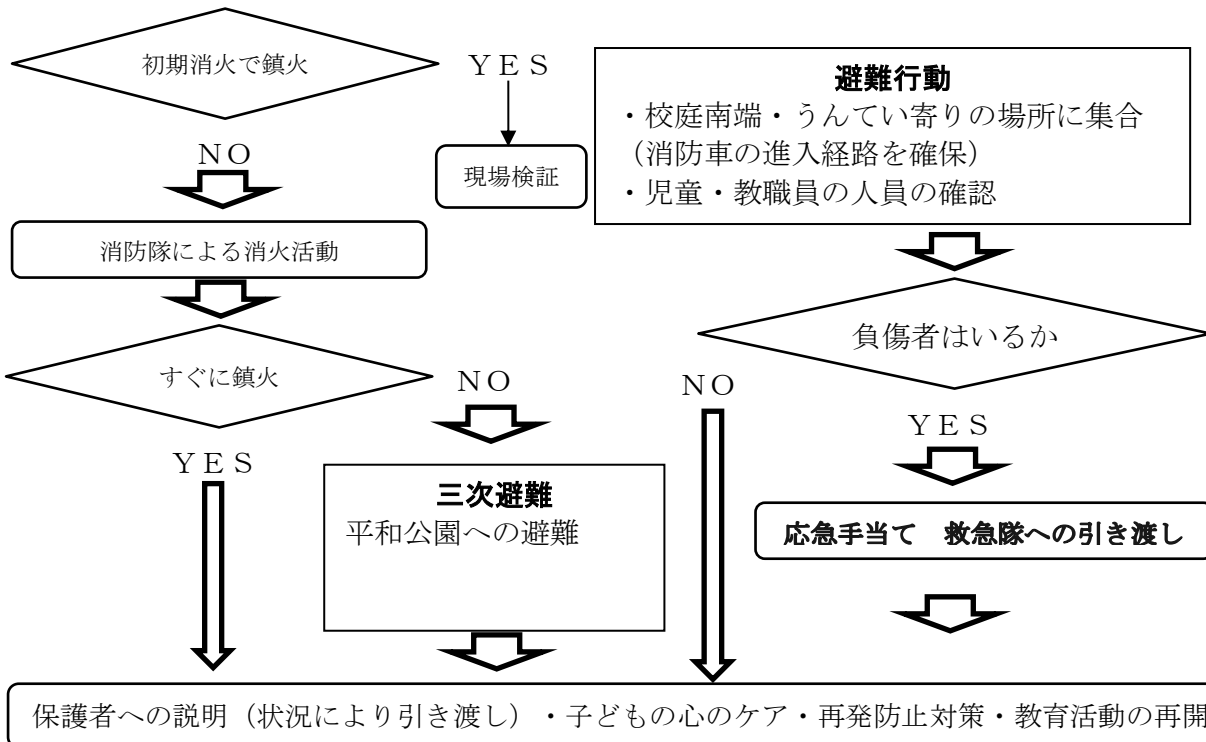
事前の危機管理	
○学校体制の整備	〔 災害対応マニュアルの整備・職員の分担・あいキッズとの連携 ・保護者との連携 〕
○避難訓練	〔 「おかしも」の徹底・煙ハウスの体験 さまざまな想定で実施 〕
○施設設備の点検	〔 火気使用機器の点検・教育委員会との連携 〕
○職員の研修など	〔 自衛消防訓練・防災指導の内容と方法 〕

事前の危機管理

火災発生

発生時の危機管理

職員の対応	子どもの安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・校内に緊急連絡(発生場所周知) ・119番通報する ・車両門の解錠 ・初期消火活動(消火栓・消火器) ・教育委員会に連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> ・火元の確認・認知 ・火元に近づかない経路での避難行動の指示 ・避難時の「おかしも」の徹底



事後の危機管理

(1) 事前の危機管理（平常時の危機管理）

① 防災管理体制の整備

災害発生時には、全教職員が「危機管理マニュアル」に基づき、児童・生徒の安全を確保する。

【役割分担】

全体指揮・外部との連絡	校長・副校長（不在時は主幹教諭）
初期消火	火元付近にいる教職員
避難誘導安全	学年主任・担任・主事
門の解錠	用務主事
応急手当て・救急隊との対応	養護教諭・生活指導主任
負傷児童保護者への連絡	担任
119番通報・記録	管理職・事務職員
安否確認	副校長（全体把握） 学年主任・担任（学年・学級） 担任外教員（巡視）

② 避難訓練

火災発生時には、いかに迅速に屋外に退避するか、および、児童に煙を吸わせずに避難するかが重要である。

そのため、火災を想定した避難訓練では、まず、「おかしも」を守ることを徹底する。そして、煙をできるだけ吸わないためにハンカチの使用、低い姿勢等を徹底する。これらの、自分の身を守るための意識を向上させるため、様々な出火場所を想定した訓練、予告無しの訓練等、様々な想定をした避難訓練を実施する。

③ 施設設備の点検

暖房がエアコンに変わり、火気の使用頻度は減っているが、理科室や家庭科室等には学習用の火器やガス栓はあり、教科主任が定期的に点検を行う。また、給食室、主事室等には学校運営上の火器があり、こちらについては、毎日、使用担当者（火元管理責任者）が点検を行う。ガス栓のガス漏れ等については、教育委員会から委託を受けた業者による点検を行う。一方、電気を使用する器具は、ICTの導入により増加している。たこ足配線による加熱、発火や、コンセントでの埃によるトラッキング発火を未然に防ぐため、定期的に、使用担当者（火元管理責任者）が点検を行う。

(2) 火災発生時の危機管理

① 校内への緊急連絡

火災の発見は、火災報知器による非常ベルの発砲または、人による目視である。目視による火災発見の場合、非常ベルのボタンを押すことをためらってはならない。非常ベルの発砲により、職員室にて火元が確認できるので、火災発生時に職員室にいる教職員は、火元を校内に緊急放送する。放送器具が使えない場合は、ハンドマイクを使って校庭から周知する等の対応をする。

② 119番通報・教育委員会への連絡

非常ベルの発砲を受け、管理職は速やかに119番通報をする。管理職が不在、あるいはすぐに対応できない場合は、事務職員でも構わない。

そして、管理職は119番通報し避難を実施していることを速やかに教育委員会に連絡する。

③ 西門・車両門の解錠

用務主事は、消防車両が校内に入ってくる門を急ぎ、解錠・開門する。

④ 初期消火活動

放送等により火元を確認した教職員のうち、火元の近くにいる教職員は、児童の避難誘導と初期消火活動の分担を速やかに判断し、消火活動に当たる。消火栓からのホースによる放水、消火器での消火活動を行う。但し、初期消火で鎮火する見込みが無い、あるいは、既に火がかなり大きく危険である場合は、安全を優先し、避難する。

⑤ 児童の避難誘導

児童の安全を確保するため、授業中であれば授業者は速やかに児童を避難誘導する。休み時間等であれば、自身の周辺にいる児童に声をかけ、速やかに避難を開始する。残留児童がいないか確認するために、近くにいる教職員と作業を分担することも適切に行う。この際、訓練と異なり児童がパニックを起こす可能性があるため、しっかりと「おかしも」を思い出させること、煙を吸わせないこと、火元から離れる方向に避難することを意識する。

避難場所は、校舎から離れた校庭南側とし、かつ、消防車両の進路をふさがないように、車両門の付近は避け、うんてい寄りに集合する。人員の点呼は管理職が対応できる場合には管理職が行うが、教育委員会との連絡等で対応できない場合には、最初に避難してきた教職員がその任に当たる。

⑥ 三次避難

火災の規模が大きい場合、消火活動への影響や児童への精神的な負荷を避けるため、校庭（二次避難場所）から離れた場所に三次避難（平和公園）を行う。

(3) 事後の危機管理

① 保護者への説明・引き渡し

火災による被害状況、児童の安否情報、当日の今後の予定等を学校配信メールにて保護者・地域へ発信する。火災が大きく学校に戻れない、児童の精神的ショックが大きい等の事態が生じている場合には、児童の引き取りを保護者に依頼する。

紙文書による通知作成が可能になった時点で、改めて今後の対応について、保護者に通知する。

また、負傷児童が発生した場合には、該当児童宅に個別で連絡を取り対応する。

② 教育活動の再開・再発防止対策・児童のメンタルケア

火災及び消火活動に伴う施設の損傷状況により、事後の対策は異なるが、速やかに事後対策委員会を立ち上げ、教育委員会との協議のもと、教育活動の再開に向けた計画を立案する。併せて、火災の原因を消防とともに検証し、同委員会にて再発防止策を検討し、教育委員会に報告する。また、児童の精神的なケアを必要とする可能性があるため、スクールカウンセラーの臨時配置等も含め、対応策を教育委員会と協議する。

○風水害災害対応

(1) 気象警報発令時の対応方法

- ① 登校前の警報発令
 区の基準に従い、午前6時に危険警報以上（レベル4以上）が発令されていた場合には、自動的に臨時休校とする。
 なお、登校途中に危険警報が発令されそうな状況の時には、家庭の判断で登校を見合わせることも可能とし、その旨は事前に各家庭に周知しておく。
 避難が必要な場合は、区が開設した避難場所に避難する。
- ② 児童管理中の警報発令
 台風の接近や大型低気圧接近などにより、長時間の悪天候が予想され、危険警報以上が発令された場合は、警報が解除されるまで学校で待機し、その後に下校させる。学校の事情又は下校時間帯によっては、保護者に連絡して引き渡しを行う。
 一方、集中豪雨等の短時間の悪天候が予想される場合は、児童を学校及びあいキッズに一時的に留め置き、風雨の弱まったこと、再び天候が悪化することのないことを確認した上で下校させる。

(2) 保護者あて通知、学校関係者への連絡等

- ① 前日に翌日の悪天候が予測される場合
 翌日に警報が発令された場合の学校の対応について、上記の対応策を文書にし、前日の段階で各家庭に周知する。また、実際に危険警報等が発令され、上記の対応をとった場合には、学校配信メールにて保護者・学校関係者に通知する。
- ② 急な悪天候に対応した場合
 基本的に学校に留め置くことを学校配信メールにて保護者・学校関係者に周知する。
 ① ②いずれの場合も、学校ホームページに対応状況を掲載し、随時更新する。

(3) 教育委員会への状況報告

午前6時までの危険警報等発令については、臨時休校の措置について、教育委員会に報告する。児童管理下での警報発令時には、学校がとった対応策及び、児童の帰宅状況もしくは管理状況を報告する。状況が変わった場合には、そのことについても報告を行う。また、学校施設への影響についても報告を行う。